

東かがわ市規則第10号

東かがわ市乳児等通園支援事業実施規則をここに公布する。

令和8年3月5日

東かがわ市長 上村-郎

東かがわ市乳児等通園支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東かがわ市認定こども園条例（平成26年東かがわ市条例第28号）第5条第2号に規定する乳児等通園支援事業の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び東かがわ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年東かがわ市条例第5号）の定めるところによる。

(実施施設)

第3条 実施施設の名称及び利用定員は、次のとおりとする。

名称	利用定員
東かがわ市立大内こども園	6人

(実施日及び実施時間)

第4条 乳児等通園支援事業の実施日及び実施時間は、実施施設の開園日（土曜日を除く。）の午前8時30分から午後4時30分までとする。

(利用可能時間)

第5条 乳児等通園支援事業を利用することができる時間（以下「利用可能時間」という。）は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）を単位とし、対象となる子ども1人につき1月当たり10時間を上限とする。

2 前項に規定する上限時間まで利用しなかった場合であっても、その残りの時間を翌月以降へ繰り越すことはできない。

(面談及び利用申込み)

第6条 保護者は、初めて実施施設を利用するときは、当該施設の利用者支援担当者（以下「担当者」という。）とあらかじめ面談しなければならない。

2 実施施設は、前項の面談において、事業の意義その他利用に当たり必要な基本的事項を説明するとともに、子どもの特徴及び保護者の意向を把握しなければならない。

3 保護者は、乳児等通園支援事業を利用しようとするときは、実施施設が定める期日までに利用する日及び時間を申し込まなければならない。

(利用調整)

第7条 前条第3項の規定により申込みを受けた実施施設は、保護者の希望及び施設の状況を踏まえ、事業を利用する日及び時間を調整し、保護者へ通知しなければならない。

(予約取消し)

第8条 保護者は、前条の規定により利用の調整が行われた後、その利用を取り消そうとするときは、利用予定日の前日までに実施施設に連絡をしなければならない。

2 前項に規定する期日までに連絡がなかった場合は、利用予定時間を利用したものとみなし、利用予定の子どもの当該月の利用可能時間から減算するものとする。

3 前項の場合においては、保護者からキャンセル料を徴収するものとする。この場合において、キャンセル料の額は、対象となる利用予定時間により算定した利用料の額とする。

(給食等の提供)

第9条 給食等の提供は行わないものとする。

(こども誰でも通園制度総合支援システムの利用)

第10条 第6条第3項、第7条及び第8条第1項に規定する事項について、市、実施施設及び保護者は、こども誰でも通園制度総合支援システムにより行うことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に際し必要な準備行為については、この規則の施行前においても行うことができる。